

情報通信行政・郵政行政審議会総会（第10回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成30年8月24日（金）13時59分～14時29分

於 総務省 第1特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

多賀谷 一照（会長）、新美 育文（会長代理）、大谷 和子、川瀨 昇、
佐々木 百合、島村 博之、菅 美千世、清野 幾久子、樋口 清秀、二村 真理子、
山下 東子、吉田 裕美子（以上、12名）

第3 出席した関係職員

総務省出席者

ア 大臣官房

鈴木総務審議官、安藤総括審議官、赤澤審議官

イ 情報流通行政局

山田情報流通行政局長、奈良審議官、巻口郵政行政部長、野水企画課長

ウ 総合通信基盤局

谷脇総合通信基盤局長、秋本電気通信事業部長

エ サイバーセキュリティ統括官室

竹内サイバーセキュリティ統括官、泉審議官、木村参事官、赤阪参事官

オ 事務局

岡崎情報流通行政局総務課長

第4 議題

(1) 諮問事項

ア 電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律
（平成30年法律第24号）の施行に伴う省令の制定について【諮問第3号】

イ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成
30年法律第41号）の施行に伴う省令の改正について【諮問第4号】

(2) 報告事項

ア 郵政行政分科会・電気通信事業部会の活動報告

(3) 情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の一部改正について

開 会

○多賀谷会長 それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会第10回総会を開催します。

本日は、委員16名中12名が出席されておりますので、定足数を満たしております。また、本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第9条の規定により公開いたします。本日の議題に入る前に、鈴木総務審議官からご挨拶を申し上げます。よろしくお願ひ致します。

○鈴木総務審議官 ただいまご紹介いただきました総務審議官の鈴木でございます。座ってご挨拶させていただきます。

本来であれば、大臣がご挨拶を申し上げるところですが、本日は、東北地方に震災後の復興状況の視察に行っておりまして、ご挨拶かないません。

本日は、暑い最中にお集まりいただき、色々とお審議いただくことを心より感謝申し上げます。どうぞ熱心なご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○多賀谷会長 ありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第に従って、議事を進めてまいりたいと思います。

最初に、諮問第3号、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第24号）の施行に伴う省令の制定について、総務省から説明をお願いします。

○赤坂サイバーセキュリティ統括官付参事官 サイバーセキュリティ統括官室でございます。

さきの国会におきまして、国立研究開発法人情報通信研究機構法、NICT法が改正されまして、NICTにサイバーセキュリティに関する業務が追加されております。今回は、その法律の施行に伴う省令の制定につきまして、お諮りをさせていただくものでございます。

資料につきましては、資料10-1のページをめくっていただきまして、10-1-2というA4横のパワーポイントの資料に基づきまして、説明をさせていただきたいと思ひます。

表紙に続きまして、1ページ目が法律の概要になってございます。昨今のIoT化の進展に伴いまして、ネットに接続されるIoT機器というものが、攻撃者に踏み台として悪用されるという攻撃が顕在化しております。そうした踏み台として使われるIoT機器の多くがパスワードに不備があるものが多いという現状でございまして、例えば、機器メーカーが設定しているデフォルトのパスワードがそのまま使われているとか、あるいは「1234」とか、ローマ字でそのまま「password」という非常にわかりやすいパスワードがそのまま設定されているということが、攻撃者に乗っ取られて、マルウェアに感染して攻撃に使われてしまうというケースが多くなってございます。

そこで今回は、NICTがそのようなパスワード設定等に問題のある、不備のある機器を調査いたしまして、電気通信事業者と連携しながら、そのユーザーに対して注意喚起を行っ

ていくという業務でございます。

具体的な業務の流れにつきましては、ポンチ絵の中の下半分のところに点線の囲みがございますので、そちらをご覧くださいと思います。

①として機器調査とございますが、まずNICTのほうがネットをスキャンいたしまして、外部からIDとかパスワードを入力できる状態になっているIoTの機器を調査いたします。その上で、一定の基準を満たさない、先ほど申し上げた「password」とそのままローマ字で書いてあるとか、あるいは「12345678」という非常にわかりやすいパスワードを使っているようなものについて、実際にIDとパスワードの入力を試みるという行為を行います。

これは法律で特定アクセス行為と呼んでおりますが、この特定アクセス行為によって、実際にログインできてしまう、入れてしまう機器につきまして記録を残しまして、次に②情報提供に移りますが、それを電気通信事業者に対して、どのIPアドレスの機器にそうした不備のあるパスワードを設定されているかという情報を提供いたします。

そして③にございますが、電気通信事業者のほうで、ログと照らし合わせることで、そのIPアドレスを使っているユーザーを特定いたしまして、ユーザーに対して注意喚起を行う、ユーザーのほうでは、パスワードの変更いただくなり、機器のファームウェアをアップデートいただくことで、そもそも外からログインできない形にしてしまうとか、そういった対策を講じていただくことを注意喚起として行うということになっております。

今回の省令では、この特定アクセス行為に係るものにつきまして、大きく2つの内容を定めることにしております。1つは、この情報通信研究機構というところの左側に吹き出しがございますけれども、特定アクセス行為においてNICTが入力するパスワードの基準を定めることにしております、その基準を満たさないパスワードが、NICTが入力するものの対象になるということでございます。

それから、もう1つの省令の内容が、同じく情報通信研究機構の右上に吹き出しをつけてございますけれども、NICTが調査業務を行うに当たっては、実施計画を作成いたしまして、総務大臣の認可を受けることになってございます。省令におきましては、実施計画に記載する事項を規定することにしております。

省令の内容につきましては、次のページ以降をご欄いただきたいと思います。

まず2ページ目でございますが、こちらがパスワードの基準に関する規定でございます。真ん中のオレンジで囲んでいる四角のところをご覧くださいと思います。総務省令で定める基準として、以下の①及び②のいずれにも該当するパスワードを規定ということで、①として8文字以上であること、これは、アメリカのNISTという国立標準研究所においても、こういったことが一般的に定められておりますので、参考にしております。

それから②といたしまして、これまでサイバー攻撃のために用いられたもの、同一の文字のみ、または連続した文字のみを用いたもの、その他の容易に推測されるもの以外のもので

あることということで、下の例にあります、「aaaa」とか「1 1 1 1」とか、あるいは「1 2 3 4 5 6 7 8」といったもの以外であることを、この省令で定めることとさせていただいております。

したがって、これらの①と②という要件を満たさないものについて、NICTが特定アクセス行為において入力するパスワードの対象となってくるということでございます。

続きまして3ページに移りまして、もう1つの省令の内容につきましてご説明をさせていただきますと思います。

こちらは、NICTが業務を実施するに当たっての実施計画において、盛り込む記載事項になっております。こちら真ん中の四角の囲みをご覧くださいと思います。①から⑦まで設けております。

まず①につきましては、特定アクセス行為に係る業務に従事する者の氏名、所属部署及び連絡先ということで、誰がこの特定アクセス行為を行っているかということが①でございます。

それから②といたしまして、特定アクセス行為の送信元の端末設備に割り当てられるIPアドレスということで、どこからこういった調査を行っているかということがわかるようにしようということで、不審な者が行っているものときちんと区別できるように、どこから来ているかという情報が②でございます。

それから③といたしまして、特定アクセス行為に係る識別符号の方針及び実際に入力する識別符号ということでございまして、どのような考え方かということと、その考え方に基いて具体的に入力するパスワードについて盛り込んでもらうということで、どんなものでも入力するということではなくて、きちんと特定アクセス行為において入力するパスワードについて、計画の中に盛り込んでいただくことになってございます。

それから④といたしまして、特定アクセス行為の送信先の電気通信設備に割り当てられるIPアドレスの範囲ということで、これも調査を実際に行うIPアドレスの範囲について、計画の中に盛り込むことにしてございます。

それから⑤といたしまして、特定アクセス行為により取得する情報の安全管理措置ということでございまして、今回この特定アクセス行為によって取得する情報というものが、万が一にも漏えいして、攻撃者に悪用されるということがあってはなりませんので、したがって情報の安全管理措置について、この計画の中に盛り込んでいただくことにしてございます。

同様に⑥につきましては、その情報を電気通信事業者に通知いたしますので、通知先に対して、情報の適正な管理について求める事項について盛り込むことにしてございます。

それから⑦として、その他ということにしてございます。

以上が実施計画に記載を求める事項となっております。

最後、4ページ目にスケジュールを掲載しております。今回、真ん中の省令の段でござい

ますが、本日この省令案について諮問させていただいておりました、10月に答申いただければ11月ないし12月に施行ということで、施行後速やかに、下の段になりますが、NICTのほうから実施計画の提出を受けまして、この実施計画につきましても、この審議会のほうに諮問、答申という手続を経まして、来年2月には業務を開始することとしたいと考えているところでございます。

省令の条文案そのものにつきましては、ページを戻っていただきまして、10-1-1の諮問書に別添の形でつけさせていただいておりますので、ご参照いただければと存じます。

駆け足になりますが、説明は以上でございます。

○多賀谷会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

○大谷委員 ありがとうございます。日本総研の大谷でございます。

このたびの時限立法に基づく省令案の具体的な内容と今回のご説明については、特に大きな意見があるわけではございませんが、実際に12月以降に実施計画を取りまとめる際に、おそらくこの「実施計画にかかわるその他必要な事項」に該当すると思われましても、例えば、NICTを装ったメールなどでパスワードの変更を要請してくるメールなどの、新たな被害を防止するための対策などもあわせて講じていただくことが必要だと思っております、必ず、こういった新しい対策を講じると、それを悪用するような動きも出てくることなどが通例だと思いますので、そのあたりを、実施計画を取りまとめる助言などを行う際に、よく想定しておいていただければと思っております。

以上でございます。

○赤阪サイバーセキュリティ統括官付参事官 ご指摘ありがとうございます。

今回の取り組みにつきましては、NICTからも、あるいは総務省としても、十分に周知を行った上で、きちんとユーザー側のご理解をいただきながら進めたいと思っておりますし、また、今回ご指摘のありましたような、こういった取り組みを悪用するようなものも出てきかねないところがありますので、電気通信事業者から行う注意喚起についても、きちんと紛れがないように、こういった形で実効あるものとしてできるかということ、引き続き中身を詰めながら進めさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○多賀谷会長 そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を、本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は、8月25日から9月25日までといたしますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○多賀谷会長 それでは、その旨決定することといたします。

続きまして、諮問第4号、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第41号）の施行に伴う省令の改正について、総務省から説明をお願いします。

○野水企画課長 資料10-2をご覧ください。資料10-2-1が諮問書ですが、資料10-2-2の説明資料でご説明させていただきます。

今回、諮問させていただきましたのは、郵便局ネットワーク維持のための交付金・拠出金の算定方法に関する省令案です。簡単に背景からご説明いたしますので、1ページをご覧ください。

平成19年10月に、郵政民営化法に基づき郵政事業が民営化されました。左下の図がその概要です。ちなみに、後のご説明と関係するため、ここで触れさせていただきますが、ページの一番下に、郵便貯金・簡易生命保険管理機構という表示がございます。これは、民営化前の郵便貯金・簡易生命保険を旧公社から引き継ぎまして管理すること等を目的として、平成19年に設立されました独立行政法人です。

平成19年の民営化後、平成24年10月になりますが、改正郵政民営化法により、日本郵政グループが4社体制に再編されました。その図が右下になります。この際、それまで郵便サービスがユニバーサルサービスとして位置づけられておりましたが、平成24年の段階で、金融サービスにつきましても、ユニバーサルサービスとして位置づけられることになりました。

これをもう少し詳しくしたのが、2ページ目になります。

日本郵政・日本郵便は郵便の役務、簡易な貯蓄等、簡易な生命保険の役務が、郵便局で一体的に利用できるようにするとともに、将来にわたりあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有することとされました。現在、この郵便、貯金、保険のユニバーサルサービスというのは、全国の郵便局、簡易郵便局において提供されています。この内、貯金と保険のサービスにつきましては、現在で言いますとゆうちょ銀行、かんぽ生命が提供するサービスでございまして、この両社が、郵便局の設置主体であります日本郵便に対して業務を委託しまして、委託手数料を支払う形となっております。それが下にある図でございまして、

この委託手数料というものが、民・民の契約で決定されているということで、制度的担保がございません。将来的に、このユニバーサルサービスが安定的に提供されることを確保するためには、この民・民の契約の見直しによって、ユニバーサルサービスの提供に支障が生じることがないようにする必要があり、そのための制度的な措置を講じようというのが、今回、法改正で創設されました交付金・拠出金制度でございまして、

その制度の説明が次のページです。本年6月、この制度を創設する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律が成立いたしました。この法律によりまして、ユニバーサルサービスのコスト負担方法につきましては、基礎的な費用は交付金・拠

出金制度で賄うということが決められたところです。下の図を見ていただきますと、郵便、貯金、保険を提供する3社がございますけれども、このうち関連銀行と関連保険会社から拠出金を徴収いたしまして、日本郵便に交付金を交付するということとしております。その徴収と交付の業務を、真ん中のオレンジ色にあります、先ほどご説明しました独立行政法人に行わせようというものでございます。

4ページに移っていただきまして、交付金・拠出金を幾らにするかという算定方法についてでございます。基本的な考え方は下の図をご覧くださいと思います。4ページ左側の図ですけれども、郵便局ネットワークの維持に要する費用というものがございまして、その中に、あまねく全国において郵便局で郵便の役務、簡易な貯蓄等、簡易な生命保険の役務が利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用というものがございまして、この中には、人件費等が含まれるわけですけれども、この不可欠な費用の額を郵便と銀行と保険の3社に按分しまして、関連銀行、関連保険会社からそれぞれの負担分を拠出金として徴収し、それを日本郵便に交付しようということになっております。なお、按分に当たりましては、交付、徴収を行います機構の事務経費も加えて按分するということになっております。

今のご説明をより詳しく説明したのが5ページ、6ページになります。

まず、交付金でございますけれども、改正法におきまして、交付金の額は、あまねく全国において郵便局で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用の額として、総務省令で定める方法により算定した額から、日本郵便に係る按分額を控除した額としております。この中で、基礎的費用の算定方法については省令に委任となっております、今回諮問させていただいている対象になっております。

この省令案の概要ですけれども、基礎的費用の算定方法として総務省令で定める方法は、直近の郵便局ネットワークの維持の状況を基礎として、以下の①及び②を合計する方法とするとしております。

郵便局ネットワーク、2万4,000局と言っておりますけれども、このうち2万局は日本郵便の直営の郵便局でございます、これに関する費用が①の部分です。残り4,000局は、日本郵便が外部に委託料を払って業務を委託しております簡易郵便局で、これに関する費用が②です。

まず①ですけれども、郵便局でユニバーサルサービスを確保するものとなるように、郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局により構成するものとした場合における、以下のアからエの費用ということになっております。アからエの費用は、人件費、局舎の賃借料、工事費、その他郵便局の維持に要する費用、現金の輸送・管理に要する費用、それから税、となっております、②の簡易郵便局につきましては、簡易郵便局に対しては委託料を、先ほど申し上げたように払っているため、最少限度の委託に要する費用ということで定めさせていただいております。

次に拠出金ですけれども、次のページに移っていただきまして、改正法では、拠出金の額

は総務省令で定めるところにより、郵便窓口業務、銀行窓口業務、保険窓口業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合いに応じて、基礎的費用及び機構の事務経費の合計額を按分した額のうち、関連銀行、関連保険会社に係る額としております。すなわち、拠出金の額の算定方法については省令に委任されているということで、こちらも今回、諮問をさせていただいている対象ということでございます。

省令案の概要でございますけれども、左下のほうに、先ほどご説明したアからオの費用を並べております。それから一番下には、交付金の交付、拠出金の徴収に当たります機構の事務経費が書かれております。これを郵便局ネットワークの利用度合いに応じまして、郵便、貯金、保険の3つに按分するわけですけれども、アの人件費、イの局舎の賃借料等の一部につきましては、利用者の範囲、利用状況を勘案して、利用者による郵便局の利用の度合で按分することにしております。

それから、イの賃借料等のバックオフィスに当たる部分、ウの現金輸送・管理に要する費用、エの税、オの簡易局の委託料は、利用者には直接係るものではないということがございますので、利用者による利用の度合を使って按分するのではなく、日本郵便が現在行っております業務区分別収支における整理方法に準じる方法で按分することにしております。

それから最後に機構の事務経費ですけれども、これはそれ以外の費用の按分比に応じて按分することにしております。

こうして按分して得た額のうち、関連銀行に係る額が関連銀行の拠出金、それから関連保険会社に係る額が関連保険会社の拠出金ということでございます。

7ページでございます。今後の想定スケジュールですけれども、本日審議会に諮問させていただきましたが、この省令の施行につきましては12月1日を想定しております。この省令ができましたら、機構で省令に基づきまして交付金・拠出金の具体的な金額を算定いたしまして、総務大臣に認可申請を行うこととなります。この場合、認可に当たっては、またこちらの審議会に諮問させていただきまして、認可が適当ということであれば認可させていただくということで、来年4月以降、機構が実際に拠出金を徴収し、交付金を交付するというスケジュールを考えているところでございます。

以下のページは、参考資料となっております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○多賀谷会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

特段のご意見、ご質問等ございませんので、それでは本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を、本日の会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載する等して公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は、8月25日から9月25日までといたしますけれども、よろし

いでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○多賀谷会長 ありがとうございます。それでは、その旨決定することといたします。

次に報告事項に移ります。郵政行政分科会・電気通信事業部会の活動報告につきまして、郵政行政分科会及び電気通信事業部会よりご説明をお願いいたします。

最初に、郵政行政分科会につきまして、樋口分科会長からご報告をお願いします。

○樋口委員 郵政行政分科会の報告をさせていただきます。お手元に配付されております資料10-3をご覧ください。

郵政行政分科会の開催状況は、平成29年5月から平成30年6月までの間に、5回開催いたしました。

取りまとめられました答申は13件でありまして、主な案件につきましては、ここに書かれています(ア)から(ク)でありまして、より具体的な審議内容につきましては、別添1にまとめられております。ご確認をお願いします。

○多賀谷会長 ありがとうございます。

続きまして、電気通信事業部会につきまして、新美部会長からご報告をお願いします。

○新美会長代理 電気通信事業部会の活動につきまして、同じく資料10-3をご覧くださいと存じます。

電気通信事業部会の開催状況は、平成29年5月から平成30年6月までの間に、10回の開催をしたところでございます。

審議会の審議事項につきましては、同じく10-3の資料の7分の1から7分の2にかけて記載してございます。なお、審議状況の詳細につきましては、7分の5から7分の7まででまとめておりますので、資料内容においてご確認いただきたいと思いますと思います。

○多賀谷会長 ありがとうございます。

ただいまの郵政行政分科会及び電気通信事業部会のご報告につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それぞれの分科会及び部会の委員の皆様には、多岐にわたる調査・審議事項について積極的かつ精力的にご審議いただきましてありがとうございます。引き続きよろしく申し上げます。

本日最後の議題に入ります。

本日の諮問案件に関連しまして、今後、総務大臣がNICTの実施計画を認可しようとする場合は、電気通信事業部会の議決を要することとすることや、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構における交付金・拠出金の算定方法に関する省令を定めようとする場合には審議会の議決を要することなど、当審議会の議事規則の一部改正を考えております。

資料は、お手元の10-4のとおりです。

本件について、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。よろしければ、その旨決定することといたします。

以上で本日の議題は終了いたしました。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

○多賀谷会長 そのほか事務局から何かございますでしょうか。

○岡崎総務課長（事務局） 事務局のほうからご連絡申し上げたいと思います。

今後の当審議会の開催日程についてご連絡いたします。次回の第11回総会は、10月19日金曜日、午前中の開催を予定しております。別途、事務局から正式にご連絡いたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○多賀谷会長 それでは、以上で第10回総会を終了いたします。どうもありがとうございます。

閉 会